

別紙関係団体理事等 殿

海事局長（公印省略）

「海洋汚染等防止法検査の方法」の一部改正について

船舶から放出される窒素酸化物（NO_x）の削減につきましては、海洋汚染防止条約附属書VI第13規則により、船舶に搭載される原動機からのNO_x放出量が規制されており、当該規制への適合を確認するための試験、検査及び認証に関する具体的な要件は、NO_xテクニカルコードにおいて定められております。

近年、国際海事機関（IMO）における温室効果ガス削減戦略の進展や、NO_x排出規制海域の適用拡大等を背景として、既存原動機に対する二元燃料化や燃費最適化等の改造が、今後増加することが見込まれております。一方で、現行のNO_xテクニカルコードは試験台におけるNO_x放出量確認試験を前提とした規定となっているため、既に船舶に設置された原動機について、改造後の認証を行うことが困難であるという課題がございました。

こうした状況を踏まえ、令和7年4月に開催されたIMO第83回海洋環境保護委員会（MEPC83）において、既存原動機に実質的な改造を行う場合、または設置時とは異なるNO_x放出量許容限度への適合確認を行うための手順を新たに規定するNO_xテクニカルコードの改正が、IMO決議MEPC.398(83)として採択されました。

本改正を踏まえ、わが国におきましても、「海洋汚染等防止法検査の方法」に、既存原動機に実質的な改造を行う場合、または設置時とは異なるNO_x放出量許容限度への適合確認手順を新たに取り入れることといたしました。

なお、本改正の施行日は、令和8年9月1日となっております。

つきましては、本改正の内容をご確認いただきますとともに、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願いいたします。

○海洋汚染等防止法検査の方法

(棒線の部分は改正部分、二重棒線の部分は新設)

改 正 後	現 行	備 考
附属書〔6〕 原動機の検査要領	附属書〔6〕 原動機の検査要領	
3. 船舶検査の概要	3. 船舶検査の概要	
3.1 船舶検査の手順	3.1 船舶検査の手順	
(略)	(略)	
1) 申請書等の確認	1) 申請書等の確認	
(略)	(略)	
2) 原動機取扱手引書の確認	2) 原動機取扱手引書の確認	
(略)	(略)	
3) 原動機に係る NOx の放出状況の確認	3) 原動機に係る NOx の放出状況の確認	
(略)	(略)	
4) 海洋汚染等防止証書等の交付	4) 海洋汚染等防止証書等の交付	
(略)	(略)	
5) <u>設置後の原動機の改造に伴う検査</u> <u>A.</u> 指定原動機の検査	5) <u>指定原動機の検査</u> (新設)	後述の B. を新設するに伴い、5)の項目名を改め、既存規定を A. として整理した。
① ～ ⑥ (略)	① ～ ⑥ (略)	

改 正 後	現 行	備 考
附属書〔6〕 原動機の検査要領	附属書〔6〕 原動機の検査要領	
B. 実質的な改造または設置時と異なる基準適合への改造を行う原動機の検査	(新設)	
① 次に掲げる原動機は、3.1.5)B に定める手順に従わなければならない。ただし、原動機ファミリーには適用しない。	(新設)	
ア. 設置後、実質的な改造	(新設)	
イ. 設置時と異なる基準適合への改造	(新設)	
② 3.1.5)B において特に定める場合を除き、本附属書及び関連要領の要件を適用とする。	(新設)	
③ 実質的な改造の結果、原動機の定格出力又は定格回転数が改造前の状態と異なることとなったときは、当該原動機の銘板は、これに応じて交換しなければならない。	(新設)	
④ テストサイクルにおける負荷点の設定に当たっては、3.3.3.1.2)①及び②に規定する計測点の負荷の許容差を適用するものとする。この場合において、100%の負荷点については、定格出力の85%を下回らないものとする。当該出力に到達することができない場合には、当該出力水準を達成することができるまで、試験を延期しなければならない。なお、当該負荷点において実際に得られた出力にかかわらず、3.3.2.1 に規定するテストサイクルの100%出力に係る重み付け係数を適用するものとする。	(新設)	
⑤ テストサイクルの各負荷については、実施要領の附属書〔1〕2.4.2.2.3)①に規定する計測及び原動機の条件の規定によらず、3.3.3.1.3)に規定する負荷の安定性の許容差を適用するものとする。	(新設)	

改 正 後	現 行	備 考
<p>附属書〔6〕 原動機の検査要領</p>	<p>附属書〔6〕 原動機の検査要領</p>	
<p>る。</p>		
<p>⑥ E3 型テストサイクルにおいて、実際のプロペラ曲線が E3 曲線と相違する場合には、当該負荷点は計測された原動機の出力に基づき設定しなければならない。</p>	<p>(新設)</p>	
<p>⑦ 原動機性能及び周囲条件のモニタリング装置は、実施要領の附属書〔1〕別紙 5 表 3 及び表 4 に適合するものでなければならない。</p>	<p>(新設)</p>	
<p>⑧ 湿度及び温度に関する NOx 補正については、実施要領の附属書〔1〕別紙 6 5. に規定する NOx 補正の要件を適用するものとする。</p>	<p>(新設)</p>	

改 正 後	現 行	備 考
<p>附属書〔6〕 原動機の検査要領</p>	<p>附属書〔6〕 原動機の検査要領</p>	
<p style="text-align: center;">図1 船舶検査（船上相当確認を含む）</p> <p style="text-align: center;">海洋汚染等防止証書（第19条の37）／国際海洋汚染等防止証書の交付（第19条の43）</p>		
<p>本改正に伴う検査手順のフローを追加するとともに、フロー全体を見やすく整理し、現行の図1を差し替える。</p>		